

# 医師の働き方改革に関する検討の 今後の進め方（案）

# 医師の働き方改革に関する検討の今後の進め方(案)

□ 医師の働き方改革に関しては、「医師の働き方改革に関する検討会」において、医師の時間外労働の上限時間数の設定を初めとした対応の方向性を今年度中にとりまとめる必要がある。

□ 今後の議論を、

- (1) 働き方改革の議論を契機とした、今後目指していく医療提供の姿  
(国民の医療のかかり方、タスク・シフティング等の効率化、医療従事者の勤務環境改善等)
- (2) 働き方改革の検討において考慮すべき、医師の特殊性を含む医療の特性
- (3) 医師の働き方に関する制度上の論点（時間外労働の上限時間数の設定、宿日直や自己研鑽の取扱い等）

の3つのトラックで進め、「医師の働き方改革を通じて医療をよくしていく」という大きなビジョンでまとめていくこととしてはどうか。

【今後の進め方（年度内）】

※上限時間数等にかかる労政審（労働条件分科会）での審議は、平成31年度～

